－１－
平成１６年７月８日
役 員 会 議 決

東京大学教職員兼業規程の運用について

東京大学教職員兼業規程（平成１６年東大規則第２６号。以下「兼業規程」という。）の規定
に基づく兼業の許可については、下記の基準等により運用するものとする。

記

Ⅰ．兼業の許可基準
１．次のいずれかに該当する場合は原則として兼業を許可することができない。
（１）兼業のため勤務時間をさき又はさくおそれがある場合（職務に関連する能力・知識を
活用する内容の兼業を行う場合を除く。）
ただし、裁量労働制適用教職員については、兼業に従事する総日数が４週間につき１
週間（土曜日及び日曜日を含む。）あたり３日を超える場合
（２）兼業による心身の著しい疲労のため、業務の遂行上その能率に悪影響を与えると認め
られる場合
（３）本学の信用を失墜させ又は不名誉となるおそれがある場合
（４）特別な利害関係（物件の使用、権利の設定等についての許可等、又は工事契ႀꀀ
②、③及び⑥に掲げる機関等をいう。）の長を
兼ねる場合
ただし、次に掲げる場合は許可することができる。
① 次のいずれかに該当し、公益性が高いと認められる公益社団法人、公益財団法人、
一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体の役員
等を兼ねる場合
 ア 国際交流を図ることを目的とする団体
 イ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係が
ある団体（ଠ荠該ア扑і㌠ϋる䲀体

 関
ॠ
が u �? Ê)KóVð™™€‚BT…6 öh
bQVa"T…8† 
8 $× $�?
 ॠ
 関
ॠ
⺀
学
& % $× \ M • 	`
� � � � オ 産学の連携・協力を図ることを目的とする団体
 カ 教育、学術、スポーツ、文化又は科学技術の振興を図ることを目的とする団体
② 独立行政法人又は大学共同利用機関法人の役員を兼ねる場合
（８）兼業に対する報酬の額が１回につき社会通念上合理的でない場合

 ２．副学長を兼ねる教職員、研究科（学部）長、研究（教育）部長、附置研究所長、附属図
書館長及び医学部附属病院長（以下「部局長等」という。）の兼業については、前記Ⅰの１
に掲げるもののほか次のいずれかに該当する場合は原則として許可することができない。
（１）部局長等としての職務に密接に関連するもので報酬を得て行う場合

－３－
（３）大学教員以外の者が（１）の①から⑥までに掲げる兼業を行おうとする場合には、
兼業規程第４条に規定する兼業として許可を得るものとし、前記３により取り扱うもの
とする。

Ⅲ．兼業の申請手続き
１．申請手続きについては、兼業許可申請書（別紙様式第１号）に次に掲げる資料を添付
し、申請するものとする。
① 兼業先からの依頼状
② ⅰ）営利企業以外の事業の団体の役員等の職につく場合
・その団体の寄付行為、定款等事ᄗ畵ボ�

－４－
ある場合は本部労務・勤務環境課に照会をするものとする。
（２）許可された兼業については、各部局において個人別に兼業台帳（別紙様式第４号）を
作成し、当該教職員の兼業状況を的確に把握するとともに、適正に管理を行うものとす
る。

附 則
この運用は、平成１６年７月８日から施行する。

 附 則